

鳥取県告示第380号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月25日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
合同会社アヴィスコ	アヴィスコデイサービスセンター健康塾	米子市上福原三丁目13-24	平成24年5月21日	通所介護
社会医療法人仁厚会	訪問リハビリテーション・サンテリオンよどえ	米子市淀江町佐陀2169	〃	訪問リハビリテーション